

会議録

会議の名称	社会教育委員の会議（5月定例会）会議録
開催日時	平成24年5月18日（金曜日）14時00分から16時00分まで
開催場所	保谷庁舎 3階第2会議室
出席者	委員：濱崎議長、須永副議長、川崎委員、倉島委員、操野委員、齋藤委員、白木委員、原委員、矢野委員、内田委員 （欠席）稲葉委員、山田委員、本領委員 事務局：磯崎社会教育課長、吉田社会教育係長、相原公民館長、奈良図書館長
議題	(1) 社会教育施策の今後のあり方について (2) その他
配布資料	1 平成24年度西東京市公民館事業計画（平成22年度実績報告書） 2 平成24年度図書館運営方針（平成22年度実績報告書）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録

会議内容

平成24年4月定例会議の会議録3ヶ所訂正後、承認する。

(1) 平成24年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会について（報告）

副議長：

総会について報告

- ・委員6名、事務局1名参加
- ・第3号議案「東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則の一部改正（案）」については、現行の会則が『社会教育委員』としているところを『社会教育委員（その他、社会教育委員と同様の職務を行う委員を含む。）』に改正するという案であった。
- ・多摩市では「社会教育委員」が無くなり、平成24年4月から社会教育委員の会議と公民館運営審議会を統合して「多摩市学びあい育ちあい推進審議会」になりその委員になったが、現状の会則ではこの連絡協議会に出席できないことから改正議案の提案となった。
- ・結果として、会則の一部改正の提案に至った経緯などについて、出席委員の理解が得られず取り下げた。今後は再度理事会に諮って、議案として再提出するということになると思われる。
- ・「社会教育委員」という名称を使っていないのは他に八王子市があった。社会教育委員の形が変わってきているのが現状のようである。

○議長：

社会教育委員連絡協議会会則の改正ではなく、市の規定について参加できるような改正を行えばよかったのではないかと思った。

○委員：

社会教育法では社会教育委員を置くことが出来るとしている。それについては自治体の自由意思であり義務ではないが、望ましいことからほとんどの自治体で設置努力をしている。最近の動向として、規制緩和や無駄なことを削減するという流れの中で、自治体によっては、社会教育委員の会議が不活発なところがあるのは否めない事実で、こういうところに突きつけられている問題である。

社会教育法では社会教育委員の会議に替わるものでも、社会教育関係団体補助の審議は可能であると規定している。自治体はそれに基づいて決めることができることから、多摩市や八王子市は変更した。これは時代の趨勢であると思われる。西東京市も今後どうなるかわからない。協議会はあくまでも社会教育法に基づかない自主的な組織。法律等が変わる中で、協議会が対応せざるを得ない状況にある。

○副議長：

今後この協議会をどういう方向に持っていこうかという議論ではなかった。社会教育委員の形が変わってきていることへの不安やなぜそうなったのかといった疑問などが集中した。協議会そのものがどう処理するかについては持ち帰り検討し直して再提出するという事だと思ふ。それ以上の話はなかった。

○委員：

社会教育委員と名乗る市町村がだんだん減っていく可能性がある。そうすると協議会の構成市町村が減っていく。協議会としてそれで良しとするのか、そうではなくて類似する委員も含めてやっていくのかが問われている。様子を見ないと事態が呑み込めないのかもしれないが、1年経てばもっと増えるだろうし、2年経てばさらにもっと増えるだろう。県の方では生涯学習の審議会があるので二つあるのは非常に無駄だというのがあふ。いい悪いはあるが、そういう時代なので、それをどう考えていくのかということも協議会として考えていかなければならない。

○副議長：

たぶん純粋に社会教育委員でない市を排除しようということでは言っているのではないと思ふ。戸惑いから出ていて、このまま強引にこの場で認めろというのはおかしいのではないか、だったらどうしてこのような形になってきたのか説明してからにしてもらいたいということだったと思ふ。

○委員：

研修会の報告

先生の講演内容と後で資料を読み返し、自分なりに分かったことを報告する。社会教育は学校教育以外の地域社会で行われる教育である。人と人との「あいだ」を育むことは、社会教育の使命であり、社会全体を育むということがまちづくりにとって重要である。社会教育は「人間関係を育む教育」であるという側面を生かしながら、個人個人が尊重されるような配慮が必要である。子どもに対する社会教育活動を行う時は、学校教

育における価値観からみる点数や偏差値などの評価ではなく、社会教育の観点から子どもと接することで色々な能力を見出してあげることが必要である。一番印象に残ったのは生涯学習というのは個々の学習であるが、学習したものを人に伝えたい、伝えたい気持ちがみんなで交流をすることになり、コミュニケーションが広がっていき、まちづくりになっていくのではないかという話であった。現代社会ではつながりが無くなってきており、コミュニケーションを作るのが大事ではないかとおっしゃっていた。

(2) 社会教育施策のあり方について

公民館長、図書館長紹介

・公民館長（資料1）、図書館長（資料2）より資料説明

主な質疑応答・意見

○委員：

平成20年に社会教育法が改正されて、評価は公運審でやられているのか。

○事務局：

公民館で検討した結果、館長の諮問事項とし答申を貰った。なお、事業報告書に評価が貰えるような様式に変えた。昨年の秋頃から施行したが、この4月から本格的に実施していて、評価は公運審が行っている。

○委員：

図書館に質問だが、購入冊数の中でリクエストのウエイトが多くなるとアンバランスになるが対応は。

事務局：

確かにリクエストの声は多いが、複本の購入する（需要が高いことから同じタイトルの本を複数購入すること）上限を決めているので、全体のバランスを崩すことはない。また、他の地域でも利用登録ができるシステムになっており、西東京市で借りられないものは他で借りるといったように利用者も上手く利用している。

○委員：

ハンディキャップサービスは良いシステムだと思うが、現状は増えているのか。

事務局：

登録をしていなくても障害福祉課と協力して市報など送付している。それ以外に自分でこういう本が読みたいという方に対面朗読などもしている。また、外出困難な方のために宅配サービスなども行っており拡大は図られている。

委員：

図書館に質問だが、社会教育の方では個別要求課題と社会要請課題との分け方をしているが、図書館ではこの様な見方はあるのか。

事務局：

特に義務付けは無い。図書館は個人、公民館は皆で学習との違いがある。

委員：

図書館は要求課題を充足するといった考え方があるのか。

事務局：

貸し出しというのは確かに図書館の中の一つであるし、大きな数を占めている。また、貸し出しだけでなく保存というのもあるので、流行が過ぎたら破棄とはいかないので、全体の構成を考えながら行っている。また、大人、青少年といった対象別の課題について、どういった資料を見れば良いかとお尋ねについて司書が回答している。貸出等について予約棚などにより効率化を図り、資料検索や学習支援などを重点施策としている。

委員：

公民館に質問だが、例えば練馬区は施設利用は有償だが西東京市は無償と聞いている。あくまでも噂だが、市民の名前を借りた市外の利用が多いということを知ったがどうか。

事務局：

まず、公民館を利用するには団体登録が必要。団体登録の要件としては、そのサークルの過半数が西東京市に在住、在勤、在学が条件になる。また、最低3人以上からの登録となる。利用者の良識で利用してもらう事が大前提になる。

○委員：

公民館の利用の仕方について、不満を持っている人がいるが、どの様に考えるか。

事務局：

その件は利用者懇談会を年2回実施しているが必ずでる。その場で必ず言うのは利用実態に合わせた部屋を予約、キャンセルは早めにと伝えている。

委員：

実態はそうではないのでは。

事務局：

直前キャンセル、無断キャンセルの実態調査は行った。結果、全体の数パーセントに過ぎない。

○委員：

先ほども出た要求課題と要請課題だが、公民館の主催は要請課題が多いと思うが、一般論として公民館は部屋貸しでカルチャーセンターになっている。このようなバランスはどうなっているのか。

事務局：

公民館主催事業とサークルの活動の割合でいくと、平成22年度実績では約7パーセントが公民館主催事業、それ以外はサークル活動になる。

○委員：

サークルの中でも社会的要請と趣味、教養が多い。バランスは一般市民に対して社会要請的課題に関してはどの程度あるのかは把握しているのか。

○事務局：

団体登録一覧を作成しており、その中で実態は掴んでいる。

○委員：

更新をしてない等の実態はどうか。

事務局：

公共予約システム変更時にサークル宛に調査を実施し、そこで実態のないサークルは削除した。

議長：

公共予約システムは5年に一度更新がある。

委員：

自己申告で終わった後に提出させる書類は活用していないのか。

事務局：

先ほど報告した実績報告である。

委員：

昨年3.11以来、公民館の役割が大きく見直されたと思うが、現在の対応はどうか。

事務局：

帰宅困難者一時受入施設として経験し、それを踏まえて利用者懇談会で実態を説明し、まず備蓄品の購入から始め、その後、避難所マニュアルの作成を進めていくように考えている。

委員：

図書館では成人サービス推進とあるが、成人を対象とした朗読会や講演会を開催するとあるが、朗読会は図書館でわかるが、講演会は、公民館なのか図書館なのか、主催の区分はどうなっているか。

事務局：

図書館では図書館法でもその様な催し物をする事は記載されている。結局、図書館で資料がある著者をお願いしている。著作が無い方にはお願いしていない。

委員：

今の事は法令で明確になっているか。

事務局：

図書館法の下部にある施行規則の中でということになってしまう。

委員：

公民館に質問だが、小学校区で行っている地域生涯学習事業と公民館で行っている事業との違いについてどうお考えか。

事務局：

公民館事業は事業方針にもあるように、地域住民の生活課題などを見据えて効果的な学習機会を提供するとともに市民の主体的な学びを支援している。また、そこで学んだ成果を地域でいずれは生かしてもらうことを視点として連続した講座などを行っている。

○委員：

公民館事業について違うと思ったのは、地域づくりをベースにしていることと学習自己実現を前面に出している。そこが地域生涯学習事業と違うところかなと思っている。

○事務局：

個人の満足度で終わらせるのではなく、学んだ成果を地域に生かしてもらうという目的を持ってやっている。

○委員：

具体的な事例があるのか。

○事務局：

公民館で育成講座を受講したボランティアさんが何年も図書館で活動している。

○事務局：

あと自分たちでサークルを作って活動を広げている。

委員：

公民館は地域に6館あるが、公民館によって特色があるようだが、全館でできることにならないか。

事務局：

今年度から公民館6館の企画調整をする職員を1名増員し、バランスの取れた事業を実施していく。ただ、6館それぞれの地域性を生かした、色々な事業を行うという面もある。

○委員：

評判の良い事業は田無、保谷双方で行っても良いのでは。

事務局：

予算も限られているので、今後、調整を行っていく。

議長：

公共施設の適正配置の計画のなかで、今後公民館、図書館がどのような動きになってくるか。

事務局：

実施スケジュールを向こう3ヶ年で出した。田無公民館・中央図書館で言えば耐震化の問題。芝久保公民館は夜の利用が悪いので一般開放等についての検討、社会教育課が行っている類似事業との見直し、福祉会館等福祉施設と比べて公民館利用者が漸減傾向であることの分析、公民館運営体制の見直し、受益者負担の適正化などの取組み項目がある。この項目について今年度は職員間で分析作業を行っている。

議長：

なかなか部屋が取れないと言われているが。

事務局：

統計上の問題かもしれないが、現在、調査中である。しっかりとしたデータを作って市民説明会を開催していきたい。

議長：

図書館はどうか。

事務局：

公共施設の適正配置の計画は、市全体の施設がどういう方向に進むかというもので、一番大きいのは2庁舎体制の問題である。市も財政難で今後施設を維持していけるか問題となる。また、中央図書館、田無公民館はすでに35年経過しており耐震化という問題がある。市民会館も同様であり平成27年度までに耐震化を行う計画が書いてある。

委員：

図書館の委託化はどうか。

事務局：

第3次行財政改革大綱（地域経営戦略プラン）において、図書館、公民館ともに事業の見直しが課題となっている。指定管理による委託などを検討したが、図書館法に入館料などについては取らないことが謳われているので、どのようにして利益を生むのが問題になる。委託については、うまく行っている自治体とそうでないところが出てきている。また、受ける業者も採算が合わないのが難しいなどの問題がある。このことから、図書館では自動貸し出し機やICタグなどの機械化により効率化を図り、その分でサービスの拡充を行っている。

議長：
暫時休憩。

○議長：
再開する。

提言依頼

・教育長職務代理者の教育部長は所要により欠席のため、提言依頼書を社会教育課長より議長へ依頼。

○議長：
現委員の任期までにまとめるが、今年中を目安として中間報告としてのまとめを行う。

○委員：
中間報告は文書化して提出するのか。

○事務局：
年明け位に骨子について中間報告としてまとめられればお願いしたい。

○委員：
公民館、図書館など社会教育法に係る部分はすべて含まれるのか。

○事務局：
含まれる。

○委員：
公民館、図書館などはそれぞれ検討を行っているのか。

○事務局：
検討の仕方については今後整理を行う。ただし、社会教育施策全体のあり方ということなので、施設は別個にということにはならない。

○副議長：
中間報告については文書化するのか。

○事務局：
現状の社会教育施策での課題・問題点を明らかにし、その整理のための道筋について盛り込んでいただければと考えている。ただし、文書化についてはこの会議における議論を踏まえた上で今後調整をお願いしたい。

議長：

誰宛に報告したらいいか。教育委員会とするのか。

○事務局：

平成25年度策定予定の教育計画の内容に盛り込む必要があるので、部長まで報告する必要がある。

○委員：

市長部局における関連部署のヒアリングは可能か。

○事務局：

可能である。

○議長：

今後の検討について進め方はどうするか。他市の社会教育の状況については参考となると思われる。そういった状況を調べて報告をするということも副議長から聞いているが。

○委員：

他市の状況を調べる前に、西東京市における過去の社会教育の施策に関する計画等について検証する必要があるのではないか。

事務局：

生涯学習推進計画については、平成16年より2期目だが、社会教育施策に関わる計画的なものはなかった。

○委員：

生涯教育のなかに社会教育に関して何も書かれていないということか。

○事務局：

教育計画のなかで公民館、図書館等がそれぞれ位置づけているが、西東京市における社会教育施策を総合的にどのようにするかといった論調にはなっていない。

○委員：

今回が初めてか。

○事務局：

厳密には教育計画で謳っていることになるがそのようになる。

○委員：

教育計画は第三者による評価を受けているか。

○事務局：

受けている。生涯学習推進計画についても第三者評価機関である懇談会で意見を聞い

ていた。

○委員：

先日行われた校長会、副校長会において放課後子供教室について説明をおこなったと思うが、反応はあったか。

○事務局：

特に質問等はなかったが、来週学校施設開放運営協議会連絡会を行うのでそこで副校長も出席するので議論があると思われる。

(3) その他

1. 次回会議

- ・平成24年6月15日（金曜日）午後2時から

○議長：

以上で本日の社会教育委員の会議（5月定例会）は終了する。